

半 期 報 告 書

(第9期中) 自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日

株式会社 **みなと銀行**

5 0 3 0 3 6

第9期中（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し、提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 **みたと銀行**

目 次

	頁
第9期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【生産、受注及び販売の状況】	22
3 【対処すべき課題】	22
4 【経営上の重要な契約等】	22
5 【研究開発活動】	22
第3 【設備の状況】	23
1 【主要な設備の状況】	23
2 【設備の新設、除却等の計画】	23
第4 【提出会社の状況】	24
1 【株式等の状況】	24
2 【株価の推移】	26
3 【役員の状況】	26
第5 【経理の状況】	27
1 【中間連結財務諸表等】	28
2 【中間財務諸表等】	70
第6 【提出会社の参考情報】	93
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	94
中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月20日

【中間会計期間】 第9期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社みなと銀行

【英訳名】 THE MINATO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 藪本信裕

【本店の所在の場所】 神戸市中央区三宮町2丁目1番1号

【電話番号】 神戸(078)331-8141(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 小原泰樹
総務部長

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋室町4丁目5番1号
株式会社みなと銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)5200-0666

【事務連絡者氏名】 執行役員 原 一馬
東京事務所長

【縦覧に供する場所】 株式会社みなと銀行大阪支店
(大阪市中央区瓦町4丁目2番14号 瓦町ビル6階)

※株式会社みなと銀行東京支店
(東京都中央区日本橋室町4丁目5番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) ※印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近 3 中間連結会計期間及び最近 2 連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度 中間連結 会計期間	平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成17年度	平成18年度
		(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	38,846	36,494	40,881	79,773	75,703
連結経常利益	百万円	6,441	5,940	6,958	11,723	12,153
連結中間純利益	百万円	2,055	3,449	3,726	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	5,558	6,948
連結純資産額	百万円	87,390	91,188	101,658	87,259	100,073
連結総資産額	百万円	2,748,721	2,727,459	2,786,652	2,742,960	2,749,716
1株当たり純資産額	円	228.40	235.87	245.37	228.08	241.37
1株当たり中間純利益	円	5.37	9.01	9.07	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	14.53	17.75
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	—	3.30	3.61	—	3.60
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.29	9.13	9.56	9.11	9.45
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	24,227	△90,332	△13,349	△63,723	△34,472
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△31,652	39,160	3,384	90,145	△1,630
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△903	8,468	△1,642	△647	13,561
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	50,089	41,490	50,041	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	—	—	—	84,192	61,651
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,215 [772]	2,237 [854]	2,297 [893]	2,157 [790]	2,204 [858]

(注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1 「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

4 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。

5 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

6 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

- 7 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	34,231	32,464	36,794	71,215	67,698
経常利益	百万円	5,117	4,884	6,211	9,614	10,368
中間純利益	百万円	2,069	2,682	3,084	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	4,744	5,577
資本金	百万円	24,908	24,908	27,484	24,908	27,484
発行済株式総数	千株	382,940	382,940	410,940	382,940	410,940
純資産額	百万円	89,621	90,840	100,137	88,609	99,071
総資産額	百万円	2,736,645	2,713,883	2,771,221	2,730,721	2,734,648
預金残高	百万円	2,515,645	2,471,174	2,530,554	2,501,430	2,497,261
貸出金残高	百万円	2,056,495	2,159,961	2,205,637	2,116,633	2,179,688
有価証券残高	百万円	530,869	377,086	393,117	404,159	399,731
1株当たり配当額	円	—	—	—	4.00	4.00
自己資本比率	%	—	3.34	3.61	—	3.62
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.47	9.12	9.56	9.22	9.49
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,855 [685]	1,825 [676]	1,886 [685]	1,764 [688]	1,795 [675]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業	リース業	その他の事業	合計
従業員数(人)	2,192 [885]	16 [1]	89 [7]	2,297 [893]

(注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員890人を含んでおりません。

なお、取締役を兼務しない執行役員15名は、従業員数に含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	1,886 [685]
---------	----------------

(注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員674人を含んでおりません。

なお、取締役を兼務しない執行役員15名は、従業員数に含んでおりません。

2 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3 当行の従業員組合は、みなと銀行従業員組合と称し、組合員数は1,553人であります。

労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

- 業績

(経営の基本方針)

当行は、金融・情報サービスの提供を通じて、地域に貢献していくことを経営理念として掲げております。お客さまの幅広いニーズにお応えしていくため、金融サービスの拡充に努めるとともに、これまで以上にお客様の声に真摯に耳を傾け、顧客満足度の向上に努め、揺るぎない経営基盤を確立してまいります。

(金融経済環境)

平成19年度上半期の兵庫県経済は、輸出が増加を続け、鉱工業生産が全国平均に比して総じて高い水準で推移するも、設備投資計画も拡大基調を保ちました。そうした中、住宅投資が全国同様に大幅な減少を見せた一方で、雇用情勢は緩やかに改善し、個人消費は堅調に推移しました。

(業績)

このような環境下、当行グループは経営基盤の強化と収益力の向上を図るべく、中期経営計画「チャレンジ21」の諸施策を推進した結果、当中間連結会計期間の業績は以下のとおりとなりました。

当中間連結会計期間末の貸出金残高は、地元企業の資金ニーズに対して積極的に対応するとともに、住宅ローンも順調に増加したこと等から、前中間連結会計期間末比485億円増加し、2兆1,919億円となりました。また預金の当中間連結会計期間末残高は、前中間連結会計期間末比600億円増加し、2兆5,286億円となりました。有価証券の当中間連結会計期間末残高は、前中間連結会計期間末比159億円増加し、3,902億円となりました。

経常収益は、貸出金利息の増加を主因に資金運用収益が前中間連結会計期間比31億80百万円増加したことや投資信託をはじめとする資産運用商品の販売と企業ニーズに対応した提案営業による手数料収入が好調に推移し、役務取引等収益も前中間連結会計期間比2億65百万円増加したこと等から前中間連結会計期間比43億87百万円増加の408億81百万円となりました。

経常費用は、金利上昇により預金利息が増加したことに加え、一般貸倒引当金が取崩から繰入に転じたこと等から前中間連結会計期間比33億69百万円増加の339億23百万円となりました。

その結果、経常利益は前中間連結会計期間比10億17百万円増加し、69億58百万円となりました。

中間純利益は、過年度分の預金払戻引当金繰入額を特別損失に計上しましたが、経常利益の増加により前中間連結会計期間比2億76百万円増加の37億26百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、銀行業での経常利益は前中間連結会計期間比12億3百万円増加の69億46百万円、リース業の経常利益は前中間連結会計期間比25百万円減少の44百万円、その他の事業の経常利益は前中間連結会計期間比1億21百万円減少の△33百万円となりました。

- ・ キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加等により、前中間連結会計期間比769億82百万円収入が増加しましたが、貸出金の増加等により133億49百万円の支出となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が大幅に増加したこと等から前中間連結会計期間比357億76百万円支出が増加しましたが、有価証券の売却、償還による収入が有価証券の取得による支出を上回ったこと等により、33億84百万円の収入となりました。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付借入金の借入及び劣後特約付社債の発行等が、当中間連結会計期間になく前中間連結会計期間にはあったため、前中間連結会計期間比101億10百万円収入が減少し、16億42百万円の支出となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比116億10百万円減少し、500億41百万円となりました。

(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の国内業務部門は、前中間連結会計期間に比べ、資金運用収支が1,065百万円増加、役務取引等収支が323百万円増加、その他業務収支が703百万円増加いたしました。

当中間連結会計期間の国際業務部門は、前中間連結会計期間に比べ、資金運用収支が52百万円増加、役務取引等収支が6百万円増加、その他業務収支が113百万円増加いたしました。

以上により、前中間連結会計期間に比べ、当中間連結会計期間の全体の資金運用収支は1,117百万円増加、役務取引等収支は330百万円増加、その他業務収支は816百万円増加いたしました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	22,211	172	—	22,383
	当中間連結会計期間	23,276	225	—	23,501
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	23,791	403	4	24,190
	当中間連結会計期間	26,987	395	12	27,370
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	1,580	230	4	1,806
	当中間連結会計期間	3,711	170	12	3,869
役務取引等収支	前中間連結会計期間	5,982	123	—	6,105
	当中間連結会計期間	6,305	130	—	6,436
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	7,782	151	—	7,934
	当中間連結会計期間	8,041	157	—	8,199
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,800	27	—	1,828
	当中間連結会計期間	1,736	26	—	1,762
その他業務収支	前中間連結会計期間	△1,248	363	—	△885
	当中間連結会計期間	△545	476	—	△69
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	3,048	363	—	3,411
	当中間連結会計期間	3,550	476	—	4,026
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	4,297	—	—	4,297
	当中間連結会計期間	4,096	—	—	4,096

(注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額欄の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用／調達状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定について、国内業務部門では、平均残高が2,628,093百万円で利回りが2.04%となりました。また、国際業務部門では、平均残高が18,073百万円で利回りが4.36%となりました。その結果、全体では、平均残高が2,638,165百万円で利回りが2.06%となりました。

当中間連結会計期間の資金調達勘定について、国内業務部門では、平均残高が2,597,947百万円で利回りが0.28%となりました。また、国際業務部門では、平均残高が18,095百万円で利回りが1.87%となりました。その結果、全体では、平均残高が2,608,041百万円で利回りが0.29%となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(8,634) 2,535,306	(4) 23,791	1.87
	当中間連結会計期間	(8,002) 2,628,093	(12) 26,987	2.04
うち貸出金	前中間連結会計期間	2,083,127	22,048	2.11
	当中間連結会計期間	2,133,667	24,767	2.31
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	511	1	0.44
	当中間連結会計期間	679	1	0.47
うち有価証券	前中間連結会計期間	393,485	1,666	0.84
	当中間連結会計期間	398,444	1,933	0.96
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	12,005	4	0.06
	当中間連結会計期間	10,296	26	0.51
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	28,712	24	0.17
	当中間連結会計期間	58,045	164	0.56
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	1,723	1	0.16
	当中間連結会計期間	10,811	32	0.59
うち預け金	前中間連結会計期間	1,323	0	0.05
	当中間連結会計期間	1,123	1	0.18
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2,526,867	1,580	0.12
	当中間連結会計期間	2,597,947	3,711	0.28
うち預金	前中間連結会計期間	2,460,474	817	0.06
	当中間連結会計期間	2,493,852	2,824	0.22
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	10,506	4	0.09
	当中間連結会計期間	40,710	108	0.53
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	2,737	0	0.00
	当中間連結会計期間	708	1	0.43
うちコマース・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	52,684	426	1.61
	当中間連結会計期間	57,676	631	2.18

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間13,564百万円、当中間連結会計期間12,755百万円)を控除して表示しております。

3 ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	23,262	403	3.46
	当中間連結会計期間	18,073	395	4.36
うち貸出金	前中間連結会計期間	2,315	21	1.85
	当中間連結会計期間	2,961	41	2.82
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	13,015	154	2.36
	当中間連結会計期間	6,582	91	2.77
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	2,631	59	4.54
	当中間連結会計期間	2,486	61	4.89
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	0	0	0.55
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(8,634) 23,288	(4) 230	1.97
	当中間連結会計期間	(8,002) 18,095	(12) 170	1.87
うち預金	前中間連結会計期間	14,552	218	3.00
	当中間連結会計期間	10,020	151	3.01
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマース・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクステンジ取引に適用する方式)により算出しております。

2 ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

③ 合計

種類	期別	平均残高 (百万円)			利息 (百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 (△)	合計	小計	相殺消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	2,558,569	8,634	2,549,934	24,195	4	24,190	1.89
	当中間連結会計期間	2,646,167	8,002	2,638,165	27,383	12	27,370	2.06
うち貸出金	前中間連結会計期間	2,085,442	—	2,085,442	22,069	—	22,069	2.11
	当中間連結会計期間	2,136,628	—	2,136,628	24,809	—	24,809	2.31
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	511	—	511	1	—	1	0.44
	当中間連結会計期間	679	—	679	1	—	1	0.47
うち有価証券	前中間連結会計期間	406,500	—	406,500	1,820	—	1,820	0.89
	当中間連結会計期間	405,027	—	405,027	2,024	—	2,024	0.99
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	14,637	—	14,637	63	—	63	0.87
	当中間連結会計期間	12,782	—	12,782	87	—	87	1.37
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	28,712	—	28,712	24	—	24	0.17
	当中間連結会計期間	58,045	—	58,045	164	—	164	0.56
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	1,723	—	1,723	1	—	1	0.16
	当中間連結会計期間	10,811	—	10,811	32	—	32	0.59
うち預け金	前中間連結会計期間	1,323	—	1,323	0	—	0	0.05
	当中間連結会計期間	1,123	—	1,123	1	—	1	0.18
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2,550,155	8,634	2,541,521	1,811	4	1,806	0.14
	当中間連結会計期間	2,616,043	8,002	2,608,041	3,882	12	3,869	0.29
うち預金	前中間連結会計期間	2,475,026	—	2,475,026	1,036	—	1,036	0.08
	当中間連結会計期間	2,503,872	—	2,503,872	2,976	—	2,976	0.23
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	10,506	—	10,506	4	—	4	0.09
	当中間連結会計期間	40,710	—	40,710	108	—	108	0.53
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	2,737	—	2,737	0	—	0	0.00
	当中間連結会計期間	708	—	708	1	—	1	0.43
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	52,684	—	52,684	426	—	426	1.61
	当中間連結会計期間	57,676	—	57,676	631	—	631	2.18

(注) 1 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間13,564百万円、当中間連結会計期間12,755百万円)を控除して表示しております。

2 相殺消去額欄の計数は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息であります。

(3) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益について、国内業務部門は8,041百万円、国際業務は157百万円となりました。その結果、全体では8,199百万円となり、対前中間連結会計期間比3.34%増加いたしました。役務取引等収益のうち、主なものは「預金・貸出業務」「為替業務」「代理業務」「保証業務」「投資信託関係業務」で86.86%を占めております。

また、当中間連結会計期間の役務取引等費用について、国内業務部門は1,736百万円、国際業務は26百万円となりました。その結果、全体では1,762百万円となり、対前中間連結会計期間比3.56%減少いたしました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	7,782	151	—	7,934
	当中間連結会計期間	8,041	157	—	8,199
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	1,606	4	—	1,611
	当中間連結会計期間	1,517	6	—	1,524
うち為替業務	前中間連結会計期間	1,609	143	—	1,752
	当中間連結会計期間	1,534	147	—	1,681
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	197	—	—	197
	当中間連結会計期間	175	—	—	175
うち代理業務	前中間連結会計期間	894	—	—	894
	当中間連結会計期間	885	—	—	885
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	387	—	—	387
	当中間連結会計期間	380	—	—	380
うち保証業務	前中間連結会計期間	584	3	—	587
	当中間連結会計期間	538	2	—	541
うち投資信託関係業務	前中間連結会計期間	1,952	—	—	1,952
	当中間連結会計期間	2,490	—	—	2,490
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,800	27	—	1,828
	当中間連結会計期間	1,736	26	—	1,762
うち為替業務	前中間連結会計期間	323	27	—	350
	当中間連結会計期間	312	26	—	338

(4) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	2,454,730	13,887	—	2,468,617
	当中間連結会計期間	2,518,862	9,767	—	2,528,630
うち流動性預金	前中間連結会計期間	1,439,436	—	—	1,439,436
	当中間連結会計期間	1,473,339	—	—	1,473,339
うち定期性預金	前中間連結会計期間	999,253	—	—	999,253
	当中間連結会計期間	1,028,763	—	—	1,028,763
うちその他	前中間連結会計期間	16,040	13,887	—	29,927
	当中間連結会計期間	16,759	9,767	—	26,527
譲渡性預金	前中間連結会計期間	9,974	—	—	9,974
	当中間連結会計期間	36,954	—	—	36,954
総合計	前中間連結会計期間	2,464,704	13,887	—	2,478,591
	当中間連結会計期間	2,555,817	9,767	—	2,565,585

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2 定期性預金＝定期預金＋定期積金

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内店分(除く特別国際金融取引勘定分)	2,141,974	100.00	2,190,847	100.00
製造業	238,824	11.15	244,350	11.15
農業	1,432	0.07	1,694	0.08
林業	105	0.01	37	0.00
漁業	431	0.02	385	0.02
鉱業	974	0.05	1,101	0.05
建設業	128,160	5.98	126,810	5.79
電気・ガス・熱供給・水道業	2,893	0.14	2,968	0.13
情報通信業	11,669	0.54	11,978	0.55
運輸業	84,912	3.96	82,260	3.75
卸売・小売業	258,466	12.07	264,129	12.06
金融・保険業	50,646	2.36	50,507	2.31
不動産業	377,617	17.63	419,537	19.15
各種サービス業	264,362	12.34	274,089	12.51
地方公共団体	63,160	2.95	57,907	2.64
その他	658,317	30.73	653,089	29.81
特別国際金融取引勘定分	1,459	100.00	1,097	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	1,459	100.00	1,097	100.00
合計	2,143,433	—	2,191,944	—

② 外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(6) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	183,909	—	—	183,909
	当中間連結会計期間	226,730	—	—	226,730
地方債	前中間連結会計期間	48,209	—	—	48,209
	当中間連結会計期間	52,015	—	—	52,015
短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
社債	前中間連結会計期間	95,733	—	—	95,733
	当中間連結会計期間	72,279	—	—	72,279
株式	前中間連結会計期間	29,281	—	—	29,281
	当中間連結会計期間	27,865	—	—	27,865
その他の証券	前中間連結会計期間	5,886	11,290	—	17,176
	当中間連結会計期間	5,507	5,845	—	11,352
合計	前中間連結会計期間	363,019	11,290	—	374,309
	当中間連結会計期間	384,398	5,845	—	390,244

(注) 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B)－(A)
業務粗利益	25,332	27,839	2,506
経費(除く臨時処理分)	16,070	16,345	275
人件費	7,712	7,843	131
物件費	7,433	7,582	149
税金	925	919	△5
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	9,262	11,494	2,231
コア業務純益	10,834	11,350	515
一般貸倒引当金繰入額	△2,576	317	2,893
業務純益	11,838	11,176	△662
うち債券関係損益	△1,572	144	1,716
臨時損益	△6,954	△4,964	1,989
株式関係損益	△499	△17	482
不良債権処理損失	6,659	5,391	△1,267
貸出金償却	2	2	0
個別貸倒引当金繰入額	6,273	5,309	△963
債権売却損	384	80	△304
その他臨時損益	204	444	239
経常利益	4,884	6,211	1,327
特別損益	△307	△765	△457
固定資産処分損益	△213	△87	126
償却債権取立益	16	3	△13
減損損失	110	—	△110
その他の特別損失	—	681	681
預金払戻引当金繰入額	—	681	681
税引前中間純利益	4,576	5,446	870
法人税、住民税及び事業税	52	2,165	2,113
法人税等調整額	1,841	196	△1,644
中間純利益	2,682	3,084	401

(注) 1 業務粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他業務収支

2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

4 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

5 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

6 コア業務純益とは、業務純益(一般貸倒引当金繰入前)から債券関係損益を除いた金額であります。

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.82	2.01	0.19
(イ) 貸出金利回	2.05	2.27	0.22
(ロ) 有価証券利回	0.83	0.95	0.12
(2) 資金調達原価 ②	1.37	1.52	0.15
(イ) 預金等利回	0.06	0.23	0.17
(ロ) 外部負債利回	1.61	2.18	0.57
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.45	0.49	0.04

(注) 1 「国内業務部門」とは国内店の円建取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	20.65	23.01	2.36
業務純益ベース	26.39	22.38	△4.01
コア業務純益ベース	24.15	22.72	△1.43
中間純利益ベース	5.98	6.17	0.19

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金 (末残)	2,471,174	2,530,554	59,380
預金 (平残)	2,477,125	2,505,661	28,535
貸出金 (末残)	2,159,961	2,205,637	45,676
貸出金 (平残)	2,098,050	2,146,108	48,057

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	1,924,785	1,982,619	57,834
一般法人	485,189	495,398	10,208
金融機関・公金	47,312	42,769	△4,542
合計	2,457,286	2,520,787	63,500

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	695,837	720,067	24,229
住宅ローン残高	662,854	692,178	29,323
その他ローン残高	32,982	27,888	△5,093

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	1,837,493	1,869,030	31,536
総貸出金残高	② 百万円	2,158,501	2,204,540	46,038
中小企業等貸出金比率	①/② %	85.12	84.78	△0.34
中小企業等貸出先件数	③ 件	119,230	114,243	△4,987
総貸出先件数	④ 件	119,639	114,664	△4,975
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.65	99.63	△0.02

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	6	37	4	36
信用状	871	3,835	841	3,338
保証	5,948	49,143	4,884	17,442
計	6,825	53,015	5,729	20,817

(注) 平成18年度末から、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、相殺表示しております。これにより、従来の方法に比べ「保証」は、292件、30,797百万円減少しております。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	24,908	27,484
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	46,961	49,483
	利益剰余金	15,044	20,627
	自己株式(△)	105	112
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	897	887
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	87,705	98,370
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	8,463	8,357
	負債性資本調達手段等	60,000	60,000
	うち永久劣後債務(注2)	20,000	20,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	40,000	40,000
	計	68,463	68,357
うち自己資本への算入額 (B)	68,463	68,357	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	—
自己資本額 (A)+(B)-(C) (D)	156,168	166,727	
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,683,761	1,600,529
	オフ・バランス取引等項目	25,842	31,125
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	1,631,654
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G)÷8% (F)	—	111,926
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	8,954
計 (E)+(F) (注5) (H)	1,709,604	1,743,580	
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		9.13	9.56
(参考) Tier 1比率=(A)/(H)×100(%)		—	5.64

- (注) 1 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項第1号)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
- 5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	24,908	27,484
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	24,908	27,430
	その他資本剰余金	22,053	22,053
	利益準備金	—	53
	その他利益剰余金	15,810	20,093
	その他	—	—
	自己株式(△)	105	112
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	87,573	97,002
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	7,076	7,347
	負債性資本調達手段等	60,000	60,000
	うち永久劣後債務(注2)	20,000	20,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	40,000	40,000
	計	67,076	67,347
うち自己資本への算入額 (B)	67,076	67,347	
控除項目 (C)	—	—	
自己資本額 (A)+(B)-(C) (D)	154,650	164,349	
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,670,013	1,585,048
	オフ・バランス取引等項目	25,007	30,353
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	1,615,402
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G)/8% (F)	—	102,293
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	8,183
計 (E)+(F) (注5) (H)	1,695,020	1,717,695	
単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)	9.12	9.56	
(参考) Tier 1比率=(A)/H×100(%)	—	5.64	

- (注) 1 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。
- 5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	189	201
危険債権	311	252
要管理債権	192	162
正常債権	21,504	22,029

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

金融機関を取り巻く経営環境は、規制緩和による他業界からの金融サービスへの参入を始め、郵政民営化、近隣他行との競争激化等、より一層厳しさを増しておりますが、今後ともお客さまの幅広いニーズにお応えしていくため、金融サービスの拡充に努めるとともに、三井住友銀行グループの地域金融機関として、金融・情報サービスの提供を通じて、地域に貢献してまいります。

また、「金融商品取引法」の施行に伴う利用者保護の徹底や「財務報告に係る内部統制」への対応など内部管理態勢の強化に努め「信頼される地域のコアバンク」を目指してまいります。

なお、昨年4月の社会福祉法人向け融資について、内部管理態勢上に課題があることが判明しました。当行はこの事態を重く受け止め、役職員一同、再発防止と信頼回復に向け真摯に対応してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

銀行業

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行	—	大阪支店	大阪市中央区	店舗	—	991.08 (991.08)	平成19年8月

(注) 建物延面積欄の()内は、借室の面積(うち書き)であります。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000,000
優先株式	100,000,000
計	1,000,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月20日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	410,940,977	410,940,977	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	—
計	410,940,977	410,940,977	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年9月30日	—	410,940	—	27,484,132	—	27,430,716

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1-2	184,828	44.97
みなと銀行共栄会	神戸市中央区伊藤町107-1	15,327	3.72
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	10,501	2.55
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	6,988	1.70
ニッセイ同和損害保険株式会社	大阪市北区西天満4丁目15-10	6,661	1.62
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27-2	6,220	1.51
資産管理サービス信託銀行 株式会社(年金信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	6,071	1.47
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	5,515	1.34
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18-24	5,203	1.26
みなと銀行従業員持株会	神戸市中央区三宮町2丁目1-1	4,544	1.10
計	—	251,860	61.28

(注) 株式会社三井住友銀行の所有株式数には、同行が退職給付信託の信託財産として拠出し、議決権行使の指図権を留保している当行株式165,500千株(発行済株式総数に対する割合40.27%)を含んでおります。なお、株主名簿上の名義は「日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井アセット信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)」であります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 401,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 409,753,000	409,753	—
単元未満株式	普通株式 786,977	—	—
発行済株式総数	410,940,977	—	—
総株主の議決権	—	409,753	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が6千株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が6個含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社みなと銀行	神戸市中央区三宮町 2丁目1番1号	401,000	—	401,000	0.09
計	—	401,000	—	401,000	0.09

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	270	295	292	278	268	269
最低(円)	249	266	260	257	230	234

(注) 最高・最低株価は大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役兼 常務執行役員 企画部長	常務取締役兼 常務執行役員	今西昭文	平成19年12月1日

第5 【経理の状況】

- 1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

- 2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

- 3 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※7	41,682	1.53	50,242	1.80	61,942	2.25
コールローン及び買入手形		32,500	1.19	2,872	0.10	2,377	0.09
債券貸借取引支払保証金		—	—	49,542	1.78	19,845	0.72
買入金銭債権		7,047	0.26	7,303	0.26	7,033	0.26
商品有価証券		401	0.01	487	0.02	705	0.03
有価証券	※7, 13	374,309	13.72	390,244	14.01	397,055	14.44
貸出金	※1,2 3,4 5,6 8	2,143,433	78.59	2,191,944	78.66	2,164,684	78.72
外国為替	※6	5,593	0.21	5,622	0.20	5,726	0.21
その他資産	※7	25,031	0.92	27,942	1.00	28,087	1.02
有形固定資産	※9, 10	44,394	1.63	43,964	1.58	44,573	1.62
無形固定資産		4,061	0.15	4,194	0.15	4,128	0.15
繰延税金資産		18,558	0.68	16,159	0.58	16,020	0.58
支払承諾見返	※13	53,850	1.97	21,523	0.77	22,682	0.82
貸倒引当金		△23,405	△0.86	△25,391	△0.91	△25,144	△0.91
資産の部合計		2,727,459	100.00	2,786,652	100.00	2,749,716	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※7	2,468,617	90.51	2,528,630	90.74	2,495,311	90.75
譲渡性預金		9,974	0.37	36,954	1.33	39,886	1.45
借入金	※11	57,786	2.12	58,056	2.08	57,751	2.10
外国為替		132	0.01	149	0.00	56	0.00
社債	※12	5,000	0.18	5,000	0.18	5,000	0.18
その他負債	※7	36,890	1.35	29,402	1.06	24,644	0.90
賞与引当金		931	0.03	1,028	0.04	944	0.03
退職給付引当金		3,087	0.11	3,321	0.12	3,149	0.11
役員退職慰労引当金		—	—	241	0.01	215	0.01
預金払戻引当金		—	—	684	0.02	—	—
支払承諾	※13	53,850	1.98	21,523	0.77	22,682	0.83
負債の部合計		2,636,270	96.66	2,684,993	96.35	2,649,642	96.36
(純資産の部)							
資本金		24,908	0.91	27,484	0.99	27,484	1.00
資本剰余金		46,961	1.72	49,483	1.77	49,483	1.80
利益剰余金		15,044	0.55	20,627	0.74	18,543	0.67
自己株式		△105	△0.00	△112	△0.00	△108	△0.00
株主資本合計		86,807	3.18	97,483	3.50	95,402	3.47
その他有価証券評価差額金		3,869	0.14	3,509	0.13	4,014	0.14
繰延ヘッジ損益		△439	△0.01	△258	△0.01	△320	△0.01
評価・換算差額等合計		3,430	0.13	3,251	0.12	3,694	0.13
少数株主持分		950	0.03	924	0.03	977	0.04
純資産の部合計		91,188	3.34	101,658	3.65	100,073	3.64
負債及び純資産の部合計		2,727,459	100.00	2,786,652	100.00	2,749,716	100.00

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		36,494	100.00	40,881	100.00	75,703	100.00
資金運用収益		24,190		27,370		49,861	
(うち貸出金利息)		(22,069)		(24,809)		(45,522)	
(うち有価証券利息配当金)		(1,821)		(2,026)		(3,687)	
役務取引等収益		7,934		8,199		16,157	
その他業務収益		3,411		4,026		6,767	
その他経常収益	※1	958		1,284		2,916	
経常費用		30,553	83.72	33,923	82.98	63,549	83.95
資金調達費用		1,806		3,869		4,547	
(うち預金利息)		(1,036)		(2,976)		(2,940)	
役務取引等費用		1,828		1,762		2,978	
その他業務費用		4,297		4,096		7,814	
営業経費		17,044		17,216		34,429	
その他経常費用	※2	5,577		6,978		13,778	
経常利益		5,940	16.28	6,958	17.02	12,153	16.05
特別利益		24	0.06	10	0.02	106	0.14
特別損失		408	1.12	770	1.88	674	0.89
減損損失	※3	192		—		192	
その他の特別損失	※4	215		770		481	
税金等調整前中間(当期)純利益		5,556	15.22	6,198	15.16	11,585	15.30
法人税、住民税及び事業税		208	0.57	2,327	5.69	365	0.48
法人税等調整額		1,864	5.11	177	0.43	4,213	5.57
少数株主利益 (△は少数株主損失)		33	0.09	△32	△0.07	57	0.07
中間(当期)純利益		3,449	9.45	3,726	9.11	6,948	9.18

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	24,908	46,961	13,125	△100	84,893
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当 (注)			△1,530		△1,530
中間純利益			3,449		3,449
自己株式の取得				△5	△5
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	1,919	△5	1,914
平成18年9月30日残高(百万円)	24,908	46,961	15,044	△105	86,807

	評価・換算差額等			少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	2,366	—	2,366	922	88,182
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当 (注)			—		△1,530
中間純利益			—		3,449
自己株式の取得			—		△5
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	1,503	△439	1,064	28	1,092
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	1,503	△439	1,064	28	3,006
平成18年9月30日残高(百万円)	3,869	△439	3,430	950	91,188

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	27,484	49,483	18,543	△108	95,402
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当 (注)			△1,642		△1,642
中間純利益			3,726		3,726
自己株式の取得				△3	△3
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	2,084	△3	2,080
平成19年9月30日残高(百万円)	27,484	49,483	20,627	△112	97,483

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	4,014	△320	3,694	977	100,073
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当 (注)			—		△1,642
中間純利益			—		3,726
自己株式の取得			—		△3
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△504	61	△443	△52	△495
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△504	61	△443	△52	1,585
平成19年9月30日残高(百万円)	3,509	△258	3,251	924	101,658

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	24,908	46,961	13,125	△100	84,893
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	2,576	2,522			5,098
剰余金の配当 (注)			△1,530		△1,530
当期純利益			6,948		6,948
自己株式の取得				△8	△8
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	2,576	2,522	5,418	△8	10,509
平成19年3月31日残高(百万円)	27,484	49,483	18,543	△108	95,402

	評価・換算差額等			少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	2,366	—	2,366	922	88,182
連結会計年度中の変動額					
新株の発行			—		5,098
剰余金の配当 (注)			—		△1,530
当期純利益			—		6,948
自己株式の取得			—		△8
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,648	△320	1,327	54	1,382
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	1,648	△320	1,327	54	11,891
平成19年3月31日残高(百万円)	4,014	△320	3,694	977	100,073

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		5,556	6,198	11,585
減価償却費		2,776	2,699	5,532
減損損失		192	—	192
貸倒引当金の増減(△)		4,334	6,263	10,925
賞与引当金の増減(△)		25	83	38
退職給付引当金の増減(△)		△3,105	172	△3,043
前払年金費用の増(△)減		△2,205	△101	△2,186
役員退職慰労引当金の 増減(△)		—	25	215
預金払戻引当金の増減(△)		—	684	—
資金運用収益		△24,190	△27,370	△49,861
資金調達費用		1,806	3,869	4,547
有価証券関係損益(△)		1,683	△73	1,975
為替差損益(△)		1	△10	△76
固定資産処分損益(△)		215	286	481
商品有価証券の純増(△)減		△11	211	△330
貸出金の純増(△)減		△51,137	△32,788	△77,545
預金の純増減(△)		△29,852	33,534	△2,959
譲渡性預金の純増減(△)		2,691	△2,931	32,603
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減(△)		△109	305	△143
預け金(無利息預け金を 除く)の純増(△)減		30	89	△68
コールローン等の 純増(△)減		△21,287	△30,463	△10,994
外国為替(資産)の 純増(△)減		△583	104	△716
外国為替(負債)の 純増減(△)		76	93	0
資金運用による収入		23,674	27,475	49,495
資金調達による支出		△1,399	△3,051	△3,575
その他		978	1,525	128
小計		△89,836	△13,167	△33,779
法人税等の支払額		△495	△182	△692
営業活動による キャッシュ・フロー		△90,332	△13,349	△34,472

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△264,737	△354,783	△509,874
有価証券の売却による収入		194,256	160,943	308,886
有価証券の償還による収入		112,220	199,661	205,108
有形固定資産の取得 による支出		△1,985	△1,738	△4,491
有形固定資産の売却 による収入		63	51	143
その他		△657	△749	△1,402
投資活動による キャッシュ・フロー		39,160	3,384	△1,630
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入による収入		5,000	—	25,000
劣後特約付借入金 の返済による支出		—	—	△20,000
劣後特約付社債の発行 による収入		5,000	—	5,000
株式の発行による収入		—	—	5,098
配当金支払額		△1,526	△1,638	△1,529
自己株式の取得による支出		△5	△3	△8
財務活動による キャッシュ・フロー		8,468	△1,642	13,561
IV 現金及び現金同等物に 係る換算差額		1	△2	0
V 現金及び現金同等物の 増加額(△は減少額)		△42,701	△11,610	△22,540
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		84,192	61,651	84,192
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※1	41,490	50,041	61,651

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社14社 株式会社みなと地所 みなとビジネスサー ビス株式会社 みなとモーゲー ジサービス株式 会社 みなと保証株式 会社 みなとリース株式 会社 株式会社みなとカ ード みなとシステム株 式会社 みなとキャピタル 株式会社 みなとベンチャー 育成一号投資事 業有限責任組 合 みなとベンチャー 育成二号投資事 業有限責任組 合 みなと元気ファ ンド投資事業有 限責任組 合 みなとベンチャー 育成三号投資事 業有限責任組 合 ひょうご産業活 性化ファンド投 資事業有限責 任組 合 みなと元気ファ ンド二号投資事 業有限責 任組 合</p> <p>(2) 非連結子会社 該当なし</p>	<p>(1) 連結子会社15社 株式会社みなと地所 みなとビジネスサー ビス株式会社 みなとモーゲー ジサービス株式 会社 みなと保証株式 会社 みなとリース株式 会社 株式会社みなとカ ード みなとシステム株 式会社 みなとキャピタル 株式会社 みなとベンチャー 育成一号投資事 業有限責任組 合 みなとベンチャー 育成二号投資事 業有限責任組 合 みなと元気ファ ンド投資事業有 限責任組 合 みなとベンチャー 育成三号投資事 業有限責任組 合 ひょうご産業活 性化ファンド投 資事業有限責 任組 合 みなと元気ファ ンド 二号投資事業有 限責 任組 合 Minato Preferred Capital Cayman Limited なお、Minato Preferred Capital Cayman Limited は、設立により当中間連結 会計期間から連結しており ます。</p> <p>(2) 非連結子会社 同左</p>	<p>(1) 連結子会社14社 主要な連結子会社名 は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に 記載しているため省略し ました。</p> <p>(2) 非連結子会社 同左</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子 会社 該当なし</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当なし</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結 子会社 該当なし</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子 会社 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結 子会社 同左</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子 会社 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結 子会社 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(4) 持分法非適用の関連会社 該当なし	(4) 持分法非適用の関連会社 同左	(4) 持分法非適用の関連会社 同左
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 6社 9月末日 8社 (2) 連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 6社 9月末日 9社 (2) 同左	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 8社 12月末日 6社 (2) 連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。
4 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等(時価のある株式については中間連結決算期末月1か月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等(時価のある株式については連結決算期末月1か月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を採用しております。また、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：8年～50年 動産：3年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：8年～50年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ8百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、当連結会計年度前に償却可能限度額に達した資産は、当連結会計年度以後5年間で均等償却しております。</p> <p>この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ20百万円減少しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：8年～50年 動産：3年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。	② 無形固定資産 同左	② 無形固定資産 同左
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は46,175百万円であります。</p>	<p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は38,295百万円あります。</p>	<p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は42,257百万円あります。</p>
	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 同左</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 同左</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	—	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員（執行役員含む）への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員（執行役員含む）に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
	—	(9) 預金払戻引当金の計上基準 預金払戻引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当中間連結会計期間末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。	—
	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(11) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(11) リース取引の処理方法 同左	(11) リース取引の処理方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p>	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
	<p>(13)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(13)消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>	<p>(13)消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。</p>	<p>同左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は90,677百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>—</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は99,416百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>(役員退職慰労引当金)</p> <p>役員退職慰労金については、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当連結会計年度より、内規に基づく当連結会計年度末支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。この変更は、役員退職慰労引当金の計上が会計慣行として定着しつつあることを鑑み、期間損益計算の一層の適正化を図るため、「監査第一委員会報告第42号『租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い』の改正について」(日本公認会計士協会平成19年4月13日)の公表を契機として、実施したものであります。この変更により、過年度に対応する金額をその他の経常費用として計上し、当連結会計年度に対応する金額を営業経費として計上しております。この結果、従来の方法に比べ営業経費は93百万円増加し、その他の経常費用は122百万円増加し、税金等調整前当期純利益は215百万円減少しております。</p> <p>なお、この変更は、上述のとおり、監査第一委員会報告第42号の公表を契機として行われたものであり、当中間連結会計期間においては、従来の方法によっております。この変更を行った場合に比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は167百万円多く計上されております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—	<p>(預金払戻引当金)</p> <p>従来、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻金は、支払時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」</p> <p>(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることを契機として、当中間連結会計期間から同報告を適用し、預金者からの請求による払戻に備え、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るため、当中間連結会計期間末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用が3百万円、特別損失が681百万円それぞれ増加し、経常利益は3百万円、税金等調整前中間純利益は684百万円それぞれ減少しております。</p>	—

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1)「その他資産」に含めて表示していた繰延ヘッジ損失及び「その他負債」に含めて表示していた繰延ヘッジ利益は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2)負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	<p>—</p>

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>—</p>	<p>(役員退職慰労引当金)</p> <p>役員退職慰労金については、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、前連結会計年度の下期より、内規に基づく連結会計年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。</p> <p>従って、前中間連結会計期間は従来の方法によっており、この変更を行った場合に比べ、前中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は167百万円多く計上されております。</p>	<p>—</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は5,481百万円、延滞債権額は44,697百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は416百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は18,875百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は6,307百万円、延滞債権額は38,908百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は880百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,339百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は6,246百万円、延滞債権額は43,428百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は648百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,221百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は69,471百万円であります。 なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、中間連結貸借対照表に計上した額は、24,163百万円であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、60,279百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 32,010百万円 預け金 0百万円 その他資産 19百万円 担保資産に対応する債務 預金 3,359百万円 その他負債 100百万円 上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券50,390百万円及びその他資産(手形交換所保証金)7百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は4,390百万円であります。</p>	<p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は61,436百万円であります。 なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、中間連結貸借対照表に計上した額は、22,318百万円であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、58,423百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 32,678百万円 預け金 0百万円 その他資産 90百万円 担保資産に対応する債務 預金 3,314百万円 その他負債 65百万円 上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券43,144百万円及びその他資産(手形交換所保証金)7百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は4,122百万円であります。</p>	<p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は64,545百万円であります。 なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、連結貸借対照表に計上した額は、23,264百万円であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、65,560百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 32,704百万円 預け金 0百万円 その他資産 58百万円 担保資産に対応する債務 預金 7,229百万円 その他負債 95百万円 上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券43,140百万円及びその他資産(手形交換所保証金)7百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は4,252百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、438,129百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が430,118百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 25,505百万円</p> <p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 81百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、491,877百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が479,098百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 24,055百万円</p> <p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 81百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、474,713百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が463,414百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 23,577百万円</p> <p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 81百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
—	<p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は30,797百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ30,037百万円減少します。</p>	<p>※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は31,890百万円あります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ31,890百万円減少しております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																								
<p>※1 その他経常収益には、部分直接償却取立益367百万円及び株式等売却益92百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額4,334百万円、株式等償却509百万円、債権売却損392百万円及び貸出金償却96百万円を含んでおります。</p> <p>※3 当行は、固定資産の減損処理にあたり、営業用店舗については営業ブロック（連携して営業を行っている営業店グループ）をグルーピングの単位として取扱っております。</p> <p>連結子会社のうち、賃貸用不動産を有する子会社は物件毎、その他の子会社は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>当行では、本部、電算センター、事務集中センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。</p> <p>当行の遊休資産は独立した単位として取扱っております。</p> <p>上記の固定資産のうち、以下の資産については、移転による遊休化と収益性の低下により投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額192百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県洲本市</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地及び建物等</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>兵庫県豊岡市</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地及び建物等</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>兵庫県美方郡香美町</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地及び建物等</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>192</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としております。</p>	場 所	用途	種類	減損損失額 (百万円)	兵庫県洲本市	営業用店舗	土地及び建物等	97	兵庫県豊岡市	営業用店舗	土地及び建物等	65	兵庫県美方郡香美町	営業用店舗	土地及び建物等	29	計			192	<p>※1 その他経常収益には、部分直接償却取立益693百万円及び株式等売却益173百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額6,263百万円、債権売却損160百万円及び株式等償却126百万円を含んでおります。</p> <p>※4 その他の特別損失は、預金払戻引当金繰入額681百万円、固定資産処分損89百万円であります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益1,196百万円及び部分直接償却取立益665百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額10,996百万円、株式等償却706百万円、債権売却損635百万円及び貸出金償却553百万円を含んでおります。</p> <p>※3 当行は、固定資産の減損処理にあたり、営業用店舗については営業ブロック（連携して営業を行っている営業店グループ）をグルーピングの単位として取扱っております。</p> <p>連結子会社のうち、賃貸用不動産を有する子会社は物件毎、その他の子会社は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>当行では、本部、電算センター、事務集中センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。</p> <p>当行の遊休資産は独立した単位として取扱っております。</p> <p>上記の固定資産のうち、以下の資産については、移転による遊休化と収益性の低下により投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額192百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県洲本市</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地及び建物等</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>兵庫県豊岡市</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地及び建物等</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>兵庫県美方郡香美町</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地及び建物等</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>192</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としております。</p> <p>※4 その他の特別損失は、固定資産処分損481百万円であります。</p>	場 所	用途	種類	減損損失額 (百万円)	兵庫県洲本市	営業用店舗	土地及び建物等	97	兵庫県豊岡市	営業用店舗	土地及び建物等	65	兵庫県美方郡香美町	営業用店舗	土地及び建物等	29	計			192
場 所	用途	種類	減損損失額 (百万円)																																							
兵庫県洲本市	営業用店舗	土地及び建物等	97																																							
兵庫県豊岡市	営業用店舗	土地及び建物等	65																																							
兵庫県美方郡香美町	営業用店舗	土地及び建物等	29																																							
計			192																																							
場 所	用途	種類	減損損失額 (百万円)																																							
兵庫県洲本市	営業用店舗	土地及び建物等	97																																							
兵庫県豊岡市	営業用店舗	土地及び建物等	65																																							
兵庫県美方郡香美町	営業用店舗	土地及び建物等	29																																							
計			192																																							

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	382,940	—	—	382,940	
合計	382,940	—	—	382,940	
自己株式					
普通株式	361	16	—	377	(注)
合計	361	16	—	377	

(注) 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。

2 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,530	4	平成18年3月31日	平成18年6月30日

II 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	410,940	—	—	410,940	
合計	410,940	—	—	410,940	
自己株式					
普通株式	388	13	—	401	(注)
合計	388	13	—	401	

(注) 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。

2 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,642	4	平成19年3月31日	平成19年6月29日

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	382,940	28,000	—	410,940	(注1)
合計	382,940	28,000	—	410,940	
自己株式					
普通株式	361	27	—	388	(注2)
合計	361	27	—	388	

(注) 1 増加の要因は新株の発行によるものであります。

2 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。

2 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,530	4	平成18年3月31日	平成18年6月30日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,642	利益剰余金	4	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成18年9月30日現在 現金預け金勘定 41,682 有利息預け金 △191 <u>現金及び現金同等物 41,490</u>	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成19年9月30日現在 現金預け金勘定 50,242 有利息預け金 △200 <u>現金及び現金同等物 50,041</u>	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成19年3月31日現在 現金預け金勘定 61,942 有利息預け金 △290 <u>現金及び現金同等物 61,651</u>

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																				
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>貸主側</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>11,687</td> <td>1,503</td> <td>13,190</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>5,026</td> <td>710</td> <td>5,736</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高</td> <td>6,661</td> <td>792</td> <td>7,453</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年内 (百万円)</th> <th>1年超 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2,615</td> <td>5,795</td> <td>8,410</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高及び見積残存価額の残高の合計額が、営業債権の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いいため、受取利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当中間連結会計期間の受取リース料 <table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,401百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費 <table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,218百万円</td> </tr> </tbody> </table>		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額	11,687	1,503	13,190	減価償却累計額	5,026	710	5,736	中間連結会計期間末残高	6,661	792	7,453		1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)		2,615	5,795	8,410		1,401百万円		1,218百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>貸主側</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>11,780</td> <td>1,530</td> <td>13,311</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>5,762</td> <td>759</td> <td>6,521</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高</td> <td>6,017</td> <td>771</td> <td>6,789</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年内 (百万円)</th> <th>1年超 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2,627</td> <td>5,029</td> <td>7,657</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高及び見積残存価額の残高の合計額が、営業債権の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いいため、受取利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当中間連結会計期間の受取リース料 <table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,450百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費 <table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,262百万円</td> </tr> </tbody> </table>		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額	11,780	1,530	13,311	減価償却累計額	5,762	759	6,521	中間連結会計期間末残高	6,017	771	6,789		1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)		2,627	5,029	7,657		1,450百万円		1,262百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>貸主側</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>11,692</td> <td>1,499</td> <td>13,191</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>5,329</td> <td>677</td> <td>6,006</td> </tr> <tr> <td>年度末残高</td> <td>6,363</td> <td>821</td> <td>7,184</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年内 (百万円)</th> <th>1年超 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2,662</td> <td>5,438</td> <td>8,101</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高及び見積残存価額の残高の合計額が、営業債権の年度末残高等に占める割合が低いいため、受取利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当連結会計年度の受取リース料 <table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td>2,863百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費 <table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td>2,464百万円</td> </tr> </tbody> </table>		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額	11,692	1,499	13,191	減価償却累計額	5,329	677	6,006	年度末残高	6,363	821	7,184		1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)		2,662	5,438	8,101		2,863百万円		2,464百万円
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																			
取得価額	11,687	1,503	13,190																																																																																			
減価償却累計額	5,026	710	5,736																																																																																			
中間連結会計期間末残高	6,661	792	7,453																																																																																			
	1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																			
	2,615	5,795	8,410																																																																																			
	1,401百万円																																																																																					
	1,218百万円																																																																																					
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																			
取得価額	11,780	1,530	13,311																																																																																			
減価償却累計額	5,762	759	6,521																																																																																			
中間連結会計期間末残高	6,017	771	6,789																																																																																			
	1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																			
	2,627	5,029	7,657																																																																																			
	1,450百万円																																																																																					
	1,262百万円																																																																																					
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																			
取得価額	11,692	1,499	13,191																																																																																			
減価償却累計額	5,329	677	6,006																																																																																			
年度末残高	6,363	821	7,184																																																																																			
	1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																			
	2,662	5,438	8,101																																																																																			
	2,863百万円																																																																																					
	2,464百万円																																																																																					

(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	14,296	26,355	12,058
債券	302,369	297,094	△5,275
国債	188,385	183,909	△4,476
地方債	48,782	48,209	△572
短期社債	—	—	—
社債	65,202	64,975	△227
その他	15,652	15,470	△181
合計	332,318	338,919	6,601

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなしたものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は433百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
社債	30,758
非上場株式	2,926
投資事業有限責任組合等への出資持分	1,705

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	15,393	25,247	9,854
債券	323,977	320,051	△3,925
国債	230,140	226,730	△3,410
地方債	52,401	52,015	△385
短期社債	—	—	—
社債	41,435	41,305	△129
その他	9,534	9,581	46
合計	348,905	354,880	5,975

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなしたものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は75百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
社債	30,973
非上場株式	2,618
投資事業有限責任組合等への出資持分	1,771

Ⅲ 前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益 に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	705	9

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	16,287	27,211	10,923	11,380	456
債券	326,678	322,362	△4,316	279	4,595
国債	241,843	238,186	△3,657	272	3,929
地方債	45,216	44,740	△475	2	477
短期社債	—	—	—	—	—
社債	39,618	39,434	△183	4	188
その他	10,824	11,075	251	268	16
合計	353,790	360,649	6,858	11,928	5,069

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなしたものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は609百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	294,634	1,961	3,183

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
社債	32,096
非上場株式	2,739
投資事業有限責任組合等への出資持分	1,569

7 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	73,110	182,408	44,108	54,831
国債	29,980	113,535	39,838	54,831
地方債	16,692	25,210	2,837	—
短期社債	—	—	—	—
社債	26,437	43,662	1,431	—
その他	1,376	6,053	1,241	—
合計	74,487	188,462	45,349	54,831

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

III 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

- その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	6,601
その他有価証券	6,601
その他の金銭の信託	—
(△) 繰延税金負債	2,678
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	3,922
(△) 少数株主持分相当額	52
その他有価証券評価差額金	3,869

II 当中間連結会計期間末

- その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	5,975
その他有価証券	5,975
その他の金銭の信託	—
(△) 繰延税金負債	2,428
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	3,547
(△) 少数株主持分相当額	37
その他有価証券評価差額金	3,509

Ⅲ 前連結会計年度末

○ その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	6,858
その他有価証券	6,858
その他の金銭の信託	—
(△) 繰延税金負債	2,786
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	4,071
(△) 少数株主持分相当額	57
その他有価証券評価差額金	4,014

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している金利関連取引は注記の対象から除いておりますので、該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	10,488	7	7
	通貨オプション	73,504	3,427	333
	その他	—	—	—
	合計	—	3,434	340

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している金利関連取引は注記の対象から除いておりますので、該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	24,123	39	39
	通貨オプション	138,293	6,344	670
	その他	—	—	—
	合計	—	6,383	709

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容と利用目的

当行の行っておりますデリバティブ取引の内容と利用目的は以下のとおりであります。なお、連結子会社においては、デリバティブ取引を行っておりません。

- ・当行の資産・負債総合管理(A L M)における金利変動リスクを回避する目的で利用する金利スワップ取引。
- ・顧客の依頼により行う為替予約取引、通貨オプション取引。
- ・顧客との取引により発生する為替変動リスクや金利変動リスクを回避する目的で行う為替予約取引、金利スワップ取引、通貨オプション取引。
- ・当行の保有している債券に対するヘッジの目的で行う債券先物取引、金利スワップ取引。

(2) 取引に対する取組方針

当行では、デリバティブ取引を為替や金利等の変動のリスクを回避し、効率的な運用・調達を行うための手段として位置付けて取組んでおります。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引によって発生するリスクとして、取引先の契約不履行等によって損失が発生する信用リスク、為替や金利等の変動によって損失が発生する市場リスク等があります。これらのリスクを把握・管理していくことが重要であります。

(4) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の取引及び管理は、証券国際部において、取引権限・取組限度等を定めた行内管理規程を制定し、この規程に従って相互牽制の機能した体制にて取引を行っております。また、定期的にポジションやリスクの状況を把握・検証しております。

(5) 取引の契約額・時価等に関する事項についての補足説明

デリバティブ取引における想定元本とは、取引において受取・支払利息等を決定するために用いられる名目上の元本であり、想定元本額自体は必ずしもリスクの大きさを示すものではありません。

(6) デリバティブ取引のヘッジ会計適用について

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。

なお、ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用している金利関連取引は注記の対象から除いておりますので、該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	通貨スワップ 為替予約				
	売建	8,220	468	△128	△128
	買建	8,316	548	159	159
	通貨オプション				
	売建	52,691	38,718	2,159	△0
	買建	52,691	38,718	2,639	480
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	4,828	510

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	32,917	2,289	1,287	36,494	—	36,494
(2) セグメント間の 内部経常収益	216	507	77	801	(801)	—
計	33,134	2,797	1,364	37,296	(801)	36,494
経常費用	27,390	2,726	1,277	31,394	(840)	30,553
経常利益	5,743	70	87	5,901	(△38)	5,940

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業・・・銀行業
- (2) リース業・・・リース業
- (3) その他の事業・・・クレジットカード、ベンチャー・キャピタル、計算受託等

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	37,185	2,422	1,274	40,881	—	40,881
(2) セグメント間の 内部経常収益	227	262	105	596	(596)	—
計	37,412	2,685	1,379	41,477	(596)	40,881
経常費用	30,466	2,640	1,413	34,519	(596)	33,923
経常利益 (△は経常損失)	6,946	44	△33	6,958	(—)	6,958

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業・・・銀行業
- (2) リース業・・・リース業
- (3) その他の事業・・・クレジットカード、ベンチャー・キャピタル、計算受託等

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	68,499	4,595	2,607	75,703	—	75,703
(2) セグメント間の 内部経常収益	435	943	161	1,540	(1,540)	—
計	68,935	5,539	2,769	77,244	(1,540)	75,703
経常費用	57,129	5,356	2,604	65,090	(1,540)	63,549
経常利益	11,805	182	165	12,153	(0)	12,153

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業・・・銀行業

(2) リース業・・・リース業

(3) その他の事業・・・クレジットカード、ベンチャー・キャピタル、計算受託等

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	235.87	245.37	241.37
1株当たり 中間(当期)純利益	円	9.01	9.07	17.75
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益	円	—	—	—

(注) 1 算定上の基礎

(1) 1株当たり純資産額

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	91,188	101,658	100,073
純資産の部の合計額か ら控除する金額	百万円	950	924	977
(うち少数株主持分)	百万円	950	924	977
普通株式に係る中間期 末(期末)の純資産額	百万円	90,238	100,734	99,096
1株当たり純資産額の 算定に用いられた中間 期末(期末)の普通株式 の数	千株	382,563	410,538	410,552

(2) 1株当たり中間(当期)純利益

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純利益	百万円	3,449	3,726	6,948
普通株主に 帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	3,449	3,726	6,948
普通株式の(中間) 期中平均株式数	千株	382,575	410,545	391,287

2 なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 公募による新株式の発行 平成18年11月17日開催の当行の取締役会決議に基づき、下記のとおり公募増資による新株発行を行いました。</p> <p>①募集方式 一般募集</p> <p>②発行する株式の種類及び数 普通株式 25,000,000株</p> <p>③発行価格 1株につき 191円 一般募集はこの価格にて行いました。</p> <p>④発行価格の総額 4,775百万円</p> <p>⑤発行価額 1株につき 182.09円 この価額は当行が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。なお、発行価格と発行価額の差額の総額は、引受人の手取金となります。</p> <p>⑥発行価額の総額 4,552百万円</p> <p>⑦資本組入額 1株につき 92円</p> <p>⑧資本組入額の総額 2,300百万円</p> <p>⑨払込期日 平成18年12月5日</p> <p>⑩資金の用途 全額を運転資金に充当する予定であります。</p> <p>2 第三者割当による新株式の発行 上記、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社が当行株主から3,000,000株を借り入れる当行普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行っておりますが、平成18年11月17日開催の当行の取締役会において、当該オーバーアロットメントによる当行株式の売出しに関連して、野村証券株式会社が当行株主より借り入れた株式の返却に必要な株式を取得させるため、第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>なお、野村証券株式会社が、シンジケートカバー取引を行うことにより買付けた当行普通株式の全部又は一部を、当行株主より借入れた株式の返却に充当する場合があります。そのため、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。</p> <p>①割当先 野村証券株式会社</p> <p>②発行する株式の種類及び数 (上限) 普通株式 3,000,000株</p> <p>③発行価額 1株につき 182.09円</p> <p>④発行価額の総額(上限) 546百万円</p> <p>⑤資本組入額 1株につき 92円</p> <p>⑥資本組入額の総額(上限) 276百万円</p> <p>⑦払込期日 平成19年1月5日</p> <p>⑧資金の用途 全額を運転資金に充当する予定であります。</p>		

(2) 【その他】

該当事項なし。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※8	41,665	1.53	50,225	1.81	61,921	2.26
コールローン		32,500	1.20	2,872	0.11	2,377	0.09
債券貸借取引支払保証金		—	—	49,542	1.79	19,845	0.72
商品有価証券		401	0.01	487	0.02	705	0.02
有価証券	※1,8 14	377,086	13.89	393,117	14.19	399,731	14.62
貸出金	※2,3 4,5 6,7 9	2,159,961	79.59	2,205,637	79.59	2,179,688	79.71
外国為替	※7	5,593	0.21	5,622	0.20	5,726	0.21
その他資産	※8	21,992	0.81	24,743	0.89	24,502	0.90
有形固定資産	※10 11	22,952	0.85	23,635	0.85	23,687	0.87
無形固定資産		2,968	0.11	3,235	0.12	3,081	0.11
繰延税金資産		18,055	0.67	15,616	0.56	15,556	0.57
支払承諾見返	※14	53,015	1.95	20,817	0.75	21,923	0.80
貸倒引当金		△22,309	△0.82	△24,330	△0.88	△24,098	△0.88
資産の部合計		2,713,883	100.00	2,771,221	100.00	2,734,648	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※8	2,471,174	91.06	2,530,554	91.32	2,497,261	91.32
譲渡性預金		9,974	0.37	36,954	1.33	39,886	1.46
借入金	※12	57,786	2.13	58,056	2.10	57,751	2.11
外国為替		132	0.01	149	0.01	56	0.00
社債	※13	5,000	0.18	5,000	0.18	5,000	0.18
その他負債		22,099	0.81	14,493	0.52	9,596	0.35
賞与引当金		806	0.03	891	0.03	818	0.03
退職給付引当金		3,052	0.11	3,273	0.12	3,108	0.12
役員退職慰労引当金		—	—	208	0.01	174	0.01
預金払戻引当金		—	—	684	0.02	—	—
支払承諾	※14	53,015	1.95	20,817	0.75	21,923	0.80
負債の部合計		2,623,042	96.65	2,671,084	96.39	2,635,576	96.38
(純資産の部)							
資本金		24,908	0.92	27,484	0.99	27,484	1.00
資本剰余金		46,961	1.73	49,483	1.78	49,483	1.81
資本準備金		24,908		27,430		27,430	
その他資本剰余金		22,053		22,053		22,053	
利益剰余金		15,810	0.58	20,146	0.73	18,704	0.68
利益準備金		—		53		—	
その他利益剰余金		15,810		20,093		18,704	
別途積立金		2,325		2,325		2,325	
繰越利益剰余金		13,485		17,768		16,379	
自己株式		△105	△0.00	△112	△0.00	△108	△0.00
株主資本合計		87,573	3.23	97,002	3.50	95,563	3.49
その他有価証券評価差額金		3,706	0.14	3,393	0.12	3,828	0.14
繰延ヘッジ損益		△439	△0.02	△258	△0.01	△320	△0.01
評価・換算差額等合計		3,267	0.12	3,135	0.11	3,508	0.13
純資産の部合計		90,840	3.35	100,137	3.61	99,071	3.62
負債及び純資産の部合計		2,713,883	100.00	2,771,221	100.00	2,734,648	100.00

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		32,464	100.00	36,794	100.00	67,698	100.00
資金運用収益		23,724		26,990		49,068	
(うち貸出金利息)		(21,638)		(24,474)		(44,798)	
(うち有価証券利息配当金)		(1,812)		(2,016)		(3,675)	
役務取引等収益		6,874		7,228		14,089	
その他業務収益		944		1,320		1,686	
その他経常収益	※1	920		1,254		2,853	
経常費用		27,579	84.96	30,582	83.12	57,329	84.68
資金調達費用		1,804		3,869		4,545	
(うち預金利息)		(1,037)		(2,978)		(2,941)	
役務取引等費用		2,234		2,043		3,715	
その他業務費用		2,172		1,786		3,577	
営業経費	※2	16,523		16,742		33,456	
その他経常費用	※3	4,845		6,140		12,034	
経常利益		4,884	15.04	6,211	16.88	10,368	15.32
特別利益		16	0.05	3	0.01	88	0.13
特別損失	※4	324	1.00	768	2.09	587	0.87
税引前中間(当期)純利益		4,576	14.09	5,446	14.80	9,870	14.58
法人税、住民税及び事業税		52	0.16	2,165	5.89	123	0.18
法人税等調整額		1,841	5.67	196	0.53	4,169	6.16
中間(当期)純利益		2,682	8.26	3,084	8.38	5,577	8.24

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	24,908	24,908	22,053	46,961	—	2,325	12,332	14,657	△100	86,425
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当(注)				—			△1,530	△1,530		△1,530
中間純利益				—			2,682	2,682		2,682
自己株式の取得				—				—	△5	△5
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	—	—	—	—	1,152	1,152	△5	1,147
平成18年9月30日残高(百万円)	24,908	24,908	22,053	46,961	—	2,325	13,485	15,810	△105	87,573

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	2,183	—	2,183	88,609
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)			—	△1,530
中間純利益			—	2,682
自己株式の取得			—	△5
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	1,522	△439	1,083	1,083
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	1,522	△439	1,083	2,230
平成18年9月30日残高(百万円)	3,706	△439	3,267	90,840

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本									株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日 残高(百万円)	27,484	27,430	22,053	49,483	—	2,325	16,379	18,704	△108	95,563
中間会計期間中の 変動額										
剰余金の配当 (注)				—	53		△1,695	△1,642		△1,642
中間純利益				—			3,084	3,084		3,084
自己株式の取得				—				—	△3	△3
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の 変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	53	—	1,389	1,442	△3	1,438
平成19年9月30日 残高(百万円)	27,484	27,430	22,053	49,483	53	2,325	17,768	20,146	△112	97,002

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	3,828	△320	3,508	99,071
中間会計期間中の 変動額				
剰余金の配当 (注)			—	△1,642
中間純利益			—	3,084
自己株式の取得			—	△3
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△434	61	△373	△373
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△434	61	△373	1,065
平成19年9月30日残高(百万円)	3,393	△258	3,135	100,137

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日 残高(百万円)	24,908	24,908	22,053	46,961	—	2,325	12,332	14,657	△100	86,425
事業年度中の 変動額										
新株の発行	2,576	2,522		2,522				—		5,098
剰余金の配当 (注)				—			△1,530	△1,530		△1,530
当期純利益				—			5,577	5,577		5,577
自己株式の取得				—				—	△8	△8
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の 変動額合計 (百万円)	2,576	2,522	—	2,522	—	—	4,046	4,046	△8	9,137
平成19年3月31日 残高(百万円)	27,484	27,430	22,053	49,483	—	2,325	16,379	18,704	△108	95,563

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	2,183	—	2,183	88,609
事業年度中の変動額				
新株の発行			—	5,098
剰余金の配当 (注)			—	△1,530
当期純利益			—	5,577
自己株式の取得			—	△8
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	1,644	△320	1,324	1,324
事業年度中の変動額合計(百万円)	1,644	△320	1,324	10,461
平成19年3月31日残高(百万円)	3,828	△320	3,508	99,071

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等(時価のある株式については中間決算期末月1か月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	同左	有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等(時価のある株式については決算期末月1か月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を採用しております。また、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：3年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：2年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ8百万円減少しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：3年～20年

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		(追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、当事業年度前に償却可能限度額に達した資産は、当事業年度以後5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ16百万円減少しております。	
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同左	(2) 無形固定資産 同左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は41,743百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は34,010百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は38,008百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理	(3) 退職給付引当金 同左	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理
	—	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	—	(5) 預金払戻引当金 預金払戻引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当中間会計期間末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。	—
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
8 ヘッジ会計の方法	金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。	金利リスク・ヘッジ 同左	金利リスク・ヘッジ 同左
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同左	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は91,279百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p style="text-align: center;">—</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は99,391百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>
<p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">—</p>	<p>(役員退職慰労引当金)</p> <p>役員退職慰労金については、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当事業年度より、内規に基づく当事業年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。この変更は、役員退職慰労引当金の計上が会計慣行として定着しつつあることを鑑み、期間損益計算の一層の適正化を図るため、「監査第一委員会報告第42号『租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い』の改正について」(日本公認会計士協会平成19年4月13日)の公表を契機として、実施したものであります。この変更により、過年度に対応する金額をその他の経常費用として計上し、当事業年度に対応する金額を営業経費として計上しております。この結果、従来の方法に比べ営業経費は81百万円増加し、その他の経常費用は92百万円増加し、税引前当期純利益は174百万円減少しております。</p> <p>なお、この変更は、上述のとおり、監査第一委員会報告第42号の公表を契機として行われたものであり、当中間期においては、従来の方法によっております。この変更を行った場合に比べ、当中間期の税引前中間純利益は132百万円多く計上されております。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—	<p>(預金払戻引当金)</p> <p>従来、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻金は、支払時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることを契機として、当中間会計期間から同報告を適用し、預金者からの請求による払戻に備え、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るため、当中間会計期間末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用が3百万円、特別損失が681百万円それぞれ増加し、経常利益は3百万円、税引前中間純利益は684百万円それぞれ減少しております。</p>	—

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1)「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2)「その他資産」に含めて表示していた繰延ヘッジ損失及び「その他負債」に含めて表示していた繰延ヘッジ利益は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	<p style="text-align: center;">—</p>

追加情報

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p style="text-align: center;">—</p>	<p>(役員退職慰労引当金)</p> <p>役員退職慰労金については、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、前事業年度の下期より、内規に基づく事業年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。</p> <p>従って、前中間会計期間は従来の方法によっており、この変更を行った場合に比べ、前中間会計期間の税引前中間純利益は132百万円多く計上されております。</p>	<p style="text-align: center;">—</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式及び出資額総額 5,083百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,549百万円、延滞債権額は43,981百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は416百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は18,875百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資額総額 4,525百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,344百万円、延滞債権額は38,483百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は880百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,339百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資額総額 4,640百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,191百万円、延滞債権額は42,883百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は648百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,221百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は68,822百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、中間貸借対照表に計上した額は、24,163百万円であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、60,279百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 31,910百万円 預け金 0百万円 その他資産 19百万円 担保資産に対応する債務 預金 3,359百万円 上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券50,390百万円及びその他資産(手形交換所保証金)7百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は9,898百万円であります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は61,047百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、中間貸借対照表に計上した額は、22,318百万円であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、58,423百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 32,613百万円 預け金 0百万円 その他資産 90百万円 担保資産に対応する債務 預金 3,314百万円 上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券43,144百万円及びその他資産(手形交換所保証金)7百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は9,506百万円であります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は63,945百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、貸借対照表に計上した額は、23,264百万円であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、65,560百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 32,609百万円 預け金 0百万円 その他資産 58百万円 担保資産に対応する債務 預金 7,229百万円 上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券43,140百万円及びその他資産(手形交換所保証金)7百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は9,714百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、421,074百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が413,063百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 14,731百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 81百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は、劣後特約付社債であります。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、472,274百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が459,495百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 14,355百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 81百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、453,126百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が441,828百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 14,229百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 81百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
—	<p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は30,797百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ30,037百万円減少します。</p>	<p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は31,890百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ31,890百万円減少しております。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																								
<p>※1 その他経常収益には、部分直接償却取立益367百万円及び株式等売却益92百万円を含んでおります。</p> <p>※2 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 581百万円 無形固定資産 441百万円</p> <p>※3 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額3,697百万円、株式等償却508百万円、債権売却損384百万円及び株式等売却損83百万円を含んでおります。</p> <p>※4 特別損失には、減損損失110百万円を含んでおります。</p> <p>固定資産の減損処理にあたり、営業用店舗については営業ブロック（連携して営業を行っている営業店グループ）をグループピングの単位として取扱っており、本部、電算センター、事務集中センター、社宅・寮等は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。また、遊休資産は独立した単位として取扱っております。</p> <p>上記の固定資産のうち、以下の資産については、移転による遊休化と収益性の低下により投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額110百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県洲本市</td> <td>営業用店舗</td> <td>建物等</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>兵庫県豊岡市</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地及び建物等</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>兵庫県美方郡香美町</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地及び建物等</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>110</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としております。</p>	場 所	用途	種類	減損損失額 (百万円)	兵庫県洲本市	営業用店舗	建物等	15	兵庫県豊岡市	営業用店舗	土地及び建物等	65	兵庫県美方郡香美町	営業用店舗	土地及び建物等	29	計			110	<p>※1 その他経常収益には、部分直接償却取立益693百万円及び株式等売却益173百万円を含んでおります。</p> <p>※2 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 663百万円 無形固定資産 471百万円</p> <p>※3 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額5,627百万円及び株式等償却134百万円を含んでおります。</p> <p>※4 特別損失には、預金払戻引当金繰入額681百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、部分直接償却取立益665百万円を含んでおります。</p> <p>※2 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 1,209百万円 無形固定資産 876百万円</p> <p>※3 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額10,057百万円、貸出金償却1百万円、株式等売却損191百万円、株式等償却689百万円及び債権売却損448百万円を含んでおります。</p> <p>※4 特別損失には、減損損失110百万円を含んでおります。</p> <p>固定資産の減損処理にあたり、営業用店舗については営業ブロック（連携して営業を行っている営業店グループ）をグループピングの単位として取扱っており、本部、電算センター、事務集中センター、社宅・寮等は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。また、遊休資産は独立した単位として取扱っております。</p> <p>上記の固定資産のうち、以下の資産については、移転による遊休化と収益性の低下により投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額110百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県洲本市</td> <td>営業用店舗</td> <td>建物等</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>兵庫県豊岡市</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地及び建物等</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>兵庫県美方郡香美町</td> <td>営業用店舗</td> <td>土地及び建物等</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>110</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としております。</p>	場 所	用途	種類	減損損失額 (百万円)	兵庫県洲本市	営業用店舗	建物等	15	兵庫県豊岡市	営業用店舗	土地及び建物等	65	兵庫県美方郡香美町	営業用店舗	土地及び建物等	29	計			110
場 所	用途	種類	減損損失額 (百万円)																																							
兵庫県洲本市	営業用店舗	建物等	15																																							
兵庫県豊岡市	営業用店舗	土地及び建物等	65																																							
兵庫県美方郡香美町	営業用店舗	土地及び建物等	29																																							
計			110																																							
場 所	用途	種類	減損損失額 (百万円)																																							
兵庫県洲本市	営業用店舗	建物等	15																																							
兵庫県豊岡市	営業用店舗	土地及び建物等	65																																							
兵庫県美方郡香美町	営業用店舗	土地及び建物等	29																																							
計			110																																							

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	361	16	—	377	(注)
合計	361	16	—	377	

(注) 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	388	13	—	401	(注)
合計	388	13	—	401	

(注) 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	361	27	—	388	(注)
合計	361	27	—	388	

(注) 増加の要因は単元未満株式の買取りによるものであります。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 公募による新株式の発行 平成18年11月17日開催の取締役会決議に基づき、下記のとおり公募増資による新株発行を行いました。</p> <p>①募集方式 一般募集</p> <p>②発行する株式の種類及び数 普通株式 25,000,000株</p> <p>③発行価格 1株につき 191円 一般募集はこの価格にて行いました。</p> <p>④発行価格の総額 4,775百万円</p> <p>⑤発行価額 1株につき 182.09円 この価額は当行が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。なお、発行価格と発行価額の差額の総額は、引受人の手取金となります。</p> <p>⑥発行価額の総額 4,552百万円</p> <p>⑦資本組入額 1株につき 92円</p> <p>⑧資本組入額の総額 2,300百万円</p> <p>⑨払込期日 平成18年12月5日</p> <p>⑩資金の用途 全額を運転資金に充当する予定であります。</p> <p>2 第三者割当による新株式の発行 上記、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社が当行株主から3,000,000株を借り入れる当行普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行っておりますが、平成18年11月17日開催の取締役会において、当該オーバーアロットメントによる当行株式の売出しに関連して、野村証券株式会社が当行株主より借り入れた株式の返却に必要な株式を取得させるため、第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>なお、野村証券株式会社が、シンジケートカバー取引を行うことにより買付けた当行普通株式の全部又は一部を、当行株主より借り入れた株式の返却に充当する場合があります。そのため、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。</p> <p>①割当先 野村証券株式会社</p> <p>②発行する株式の種類及び数 (上限) 普通株式 3,000,000株</p> <p>③発行価額 1株につき 182.09円</p> <p>④発行価額の総額(上限) 546百万円</p> <p>⑤資本組入額 1株につき 92円</p> <p>⑥資本組入額の総額(上限) 276百万円</p> <p>⑦払込期日 平成19年1月5日</p> <p>⑧資金の用途 全額を運転資金に充当する予定であります。</p>		

(2) 【その他】

該当事項なし。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|---|---------------|-----------------------------|-------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第8期) | 自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日 | 平成19年6月29日
関東財務局長に提出 |
| (2) 訂正発行登録書 | | | 平成19年6月29日
関東財務局長に提出 |
| (3) 有価証券報告書の訂正報告書 | | | 平成19年8月22日
関東財務局長に提出 |
| 平成19年6月29日提出の上記(1)有価証券報告書に係る訂正報告書であります。 | | | |
| (4) 訂正発行登録書 | | | 平成19年8月22日
関東財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月19日

株式会社みなと銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中 谷 紀 之 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 芝 野 稔 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みなと銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みなと銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年11月17日開催の取締役会において公募および第三者割当による新株発行の決議を行い、公募による新株発行については平成18年12月5日に実施している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成 18 年 12 月 19 日

株式会社 みなと銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

中谷 紀之



指定社員 公認会計士
業務執行社員

三野 稔



当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 みなと銀行の平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 みなと銀行及び連結子会社の平成 18 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成 18 年 11 月 17 日開催の取締役会において公募および第三者割当による新株発行の決議を行い、公募による新株発行については平成 18 年 12 月 5 日に実施している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月19日

株式会社みなと銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中 谷 紀 之 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 芝 野 稔 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みなと銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みなと銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は、負債計上を中止し利益計上した預金について、将来の払出見込額を預金払戻引当金として計上する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月19日

株式会社みなと銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中 谷 紀 之 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 芝 野 稔 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みなと銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みなと銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年11月17日開催の取締役会において公募および第三者割当による新株発行の決議を行い、公募による新株発行については平成18年12月5日に実施している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成 18 年 12 月 19 日

株式会社 みなと銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 中谷 紀之
業務執行社員



指定社員 公認会計士 足野 稔
業務執行社員



当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 みなと銀行の平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの第 8 期事業年度の中間会計期間（平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 みなと銀行の平成 18 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成 18 年 11 月 17 日開催の取締役会において公募および第三者割当による新株発行の決議を行い、公募による新株発行については平成 18 年 12 月 5 日に実施している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月19日

株式会社みなと銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中 谷 紀 之 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 芝 野 稔 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みなと銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みなと銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は、負債計上を中止し利益計上した預金について、将来の払出見込額を預金払戻引当金として計上する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

